

インボイス制度の要注意点 (2023.6)

適格請求書の交付 <p>適格請求書は相手方の請求があれば交付しなければならないことになっている。逆に言えば、請求がなければ発行しなくてもよいことになるが、相手方が当方に問い合わせることなく、登録していない業者と思いきや、登録している業者と誤認され、請求がなされる可能性があることを考えると、可能な限り積極的に適格請求書を発行すべきである。</p>
適格請求書と簡易適格請求書との違い <p>適格請求書と簡易適格請求書との違いは、相手先の名前が入っているかどうかである。 イメージ的には普通の請求書かレシートかの違いである。</p>
インボイス番号の表示の仕方 <p>インボイス番号は、頭文字にTをいれ、ハイフンはなし。ただし、ハイフンが入ってもよい。</p>
インボイス番号を表示する書類 <p>インボイス番号は領収書、請求書に入れる。領収書、請求書を発行しない場合は、契約書、通知書に入れる。適格請求書の要件は、1枚ですべてを満たす必要はない。請求書、領収書、納品書、契約書、通知書それらを総合的に見て要件を満たせばよい。</p>
適格請求書の書き方 <p>適格請求書等には、各品目ごとの税率を適用したかを分かるようにし、各税率ごとの合計と適用税率の記載と消費税額の記載が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none">10%しかないという事業所も、税額だけでなく10%表示をすること。税抜表示、税込み表示どちらにしても、税込み金額(総額)の記載は必要となる。個々の商品について消費税額が表示されていても、消費税額の合計は個々の消費税額の合計とすることはできない。商品価格合計に消費税額を掛けたものを表示しなければならない。つまり個々の商品の消費税の合計と請求書の消費税の合計とは一致しない。上記の話は適格請求書等の記載の仕方の話であり、経理上の仮払、仮受消費税の話、申告の話とは別である。会計処理は、従前どおりと考えてよい。納品ごとの適格請求書があり、月締めごとの総括請求書がある場合、総括請求書の消費税額は納品ごとの消費税額の集計となる。
値引き返品等があったときの適格請求書の書き方 <p>値引き、返品、割り戻し、販売奨励金は、対価の返還であるが、それらは、返品伝票、いわゆる赤伝、一定期間の仕入目標を達成等した場合に払い戻される割り戻し、催事等の際の売り出し等があるときの奨励金は、それなりの明細書、請求書等々が発行されることになるかと思われるが、それも適格請求書の要件に合致する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none">一般的には翌月の請求書等から差し引かれていることが多いと思われるので、それほど特別なことではないと思われる。支払時の値引きについて、領収書が発行され、但し書き等に値引き金額とその消費税額が書かれていればその領収書が適格請求書となる。 支払時に値引きについて、領収書が発行されなくても、翌月の請求書にその値引き分とその消費税額が書かれていれば適格請求書になる。10,000円(税込み金額)以下の場合、適格請求書等は必要ないとされた。 これについて多い事例は、振込時に振込手数料を差し引いた場合の振込手数料相当額である。 そのわずかな金額の振込手数料相当額についても値引きの対価の返還の請求書が必要であることになる。その不都合さを解消するため、少額なものについて対価の返還の適格請求書は必要ないとされた。

<p>適格請求書が必要ない取引</p> <p>自動販売機、回収されてしまう切符、入場券は 30,000 円以下であれば適格請求書がなくてもよい。 出張手当、通勤費は適格請求書がなくてもよい。</p>
<p>支払通知書を適格請求書とする場合</p> <p>常用外注先に多い、支払い通知書は、相手方の確認のあるものとされているので、メールでもファックスでもよいので確認を取ること。 発行は支払い側であるが、発行する事業者でなく受け取る側のインボイス番号の記載となる。</p>
<p>要件を満たさない適格請求書を受け取った場合の対応</p> <p>受け取った適格請求書の要件を満たさない場合は、勝手に補正をすることは認められていないので、相手方に訂正後の請求書等を請求することになる。 それでは、支払いが遅れたりにして商慣行上問題あると思われる場合は、請求書を訂正した旨を記載した前記支払通知書を発行して、支払うことになる。</p>
<p>免税業者の請求書等の書き方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録をしていないのにインボイス番号らしきものを書いて請求書等を発行した場合は、インボイス請求書類似書類とされ、1年以下の懲役刑もしくは50万円以下の罰金刑が課される可能性があり、以後、登録したくても登録できなくなる可能性もある。 2 免税業者が発行する請求書等は、税率表示をするも税額表示はできない。つまり総額表示のみである。 3 免税業者が発行する請求書等に税額が表示されていた場合としても1に該当することはない。訂正を求められるものでもない。理由は、インボイス登録していないからと言って免税業者とは限らず、登録業者である場合もあるからである。
<p>古物商、宅建業者、質屋さんの取り扱い</p> <p>古物業者、宅建業者、質屋が一般消費者から仕入れたものについては、それぞれの法律に基づき法定台帳がしっかりと記載されている場合は、相手が一般消費者及びインボイス番号を登録していない業者からの仕入であっても、仕入税額控除できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 古物商とは、中古品を扱う業者で、中古車、古着、古本、ゲーム機、宝石等々の仕入販売を行う業者である。 2 盗難品はこれらの業者に持ち込まれて換価されるかことが多いため、警察がこれらの業者を古物商として登録させ、法定台帳整備を義務づけている。金額基準は商品によりそれぞれである。 3 この取り扱いは、販売用に適用があるのであり、自らが使用するものには適用がない。
<p>媒介者の取り扱い</p> <p>媒介者は売り主に代わって適格請求書を発行することが出来る。 オートオークションは、主催者が売り主に代わって適格請求書を発行することになるため、オートオークションにはインボイス番号登録の業者しか参加できない取り決めになるようである。</p>
<p>卸売市場の取り扱い</p> <p>卸売市場の売買は、生鮮食料品等の販売に限って、適格請求書等の発行を免除されているので、適格請求書等がなくても仕入税額控除の対象となる。 農協にもよく似たような取り扱いがある。</p>
<p>ジョイントベンチャーの取り扱い</p> <p>ジョイントベンチャーの場合、組合員全員が課税事業者であることを明らかにした届出書を税務署署長に提出した場合は適格請求書を発行できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適格請求書には全員の氏名とインボイス番号を記載するか、ジョイントベンチャーの名称といずれかの組合員の名称とインボイス番号で発行できる。 2 交付した適格請求書の写しは交付した組合員が保存義務を負う。

経過措置（適格請求書の保存が必要ない場合）

基準期間の課税売上高が1億円以下または1年前の上半期の課税売上高が5,000万円以下の事業所の場合、10,000円（税込み金額）以下の課税仕入について適格請求書等がなくても記帳がしっかりとされていれば、必要ない。

この経過措置は2023/10/1から2029/9/30までの取り引きである。

経過措置（登録していない事業者からの仕入について）

登録していない事業者または一般消費者からの仕入については、消費税率×0.8が仕入税額控除できる。

- 1 登録していない事業者であるから免税事業者かどうかを問わない。
- 2 この経過措置は、2023/10/1から2026/9/30までであり、以後、2029/9/30まで50%、それ以後は経過措置は終了する。

個人事業主の場合の公表内容の選択

- 1 個人事業主の場合は、公表する内容について、所在地と屋号とを公表できる。
- 2 個人の場合は自宅が所在地の場合、公表したくない人も多いと思うので必ず、確認すること。
屋号及び所在地は主なるもの一ヶ所となっている。違う名称の店舗や事業をしている場合、検索した第三者は違う屋号が出てくることから戸惑う場合が生じる。

公表内容の変更がある場合

公表されている内容の変更がある場合は、変更届が必要である。

インボイス番号の登録と課税事業者と免税業者との関係

課税事業者であってインボイス番号を登録している。	あり	一般的
課税事業者であってインボイス番号を登録していない。	あり	悲惨、イレギュラー
免税業者であってインボイス番号を登録している。	ない	課税事業者となる
免税業者であってインボイス番号を登録していない。	あり	一般的

登録申請期限と登録の効果

登録を課税期間の15日前に申請しないと課税期間の当初から登録業者になれない。
登録を課税期間の15日前より後に申請した場合は、登録がなされた日から登録業者となる。
よって、課税期間の途中から登録業者になることになる。

- 1 課税事業者であってインボイス番号を登録していない期間が生じる。**(悲惨)**
- 2 課税事業者の選択届の期限は課税期間開始の前日、インボイス番号の登録期限は課税期間の15日前なので、課税事業者選択届と一緒に登録申請を課税期間の前日に提出すると、課税事業者選択届は課税期間の当初から課税事業者になるから、課税事業者であってインボイス番号を登録していない期間が生じる。**(悲惨)**

登録申請期限と登録の効果（新設法人、新規創業、相続の場合）

新設法人は遡って設立当初から登録業者となる申請ができる。
個人事業主にも、開業時に遡って事業開始当初から登録業者となる申請ができる。
相続で事業承継をした場合は、被相続人のインボイス番号を4か月の間使うことができる。その間に相続人は自分のインボイス番号の申請をすることになる。

- 1 この制度により新規創業の場合は、課税事業者であってインボイス番号を登録していない期間**(悲惨)**を無くすことができる。
- 2 開業時とは何時を言うのかわからない。例えば、ささやかな不動産賃貸の事業がある人が事業を起こした場合は、課税事業者の選択届の取り扱いを考えると、この適用はないことになる。

改正による登録申請期限の延長

インボイスの申請期限は 2023/3/31 であるが、改正があったことから、弾力的に延長され、実質、2023/9/30 までの申請であれば、2023/10/1 から登録と扱われる。理由付記の必要はない。

登録申請期限と登録の効果

2023 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日までの課税期間中に免税業者が登録を受けた場合は、経過措置により課税事業者選択届を提出しなくても、その日から課税事業者になる。

- つまり、期の途中から課税事業者となる。
- 課税事業者の選択届を出すと、期の最初から課税事業者となって、課税事業者であってインボイス番号を登録していない期間が生じる（悲惨）ことになるから、課税事業者選択届を出してはいけない。
- 例えば 2024 年 1 月 1 日から登録業者になりたい場合は、2023 年 12 月 15 日までに申請する必要。

登録の取消と登録の取りやめ

登録の取りやめ制度はなく、自主的であっても取消の届出である。

登録取消届の提出期限と取消の効果

取消届を取り消したい課税期間の 15 日前までに提出すると、その課税期間から取消となるが、それ以後に提出すると、取消は、翌課税期間から取消となる。

- 登録は期の途中でであっても登録された時から登録業者となるが、取消は期の途中で取消とはならない。
- 課税事業者の選択の取りやめは課税期間の前日までに提出すればよいからと、取消届を例えば末日と一緒に提出すると、取消届は 15 日前までとなっているので、登録の取消は翌々課税期間となることから、課税事業者でなくなるのも翌々課税期間からとなる。
- 課税事業者の選択届は紛らわしいので、当分の間、提出しない方がよい。

免税業者が登録業者となった場合の経過措置

免税業者が登録事業者となって、課税事業者となった場合は、自らの消費税を申告する場合、課税売上高の 10% の消費税額の 20% 相当額の申告でよいとされる。

- すでに課税事業者の選択届を出して課税事業者となったものに対しては、課税事業者の選択届の取り下げができる
期間内であれば、それを取り下げることによって、この経過措置の特例を使うことが出来る。
- この制度は基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えるなど、免税事業者としての要件から外れることとなった事業者については適用ない。
- 期によって、本則課税との使い分けができる。
- 簡易課税の届出がしてあっても、簡易課税との使い分けができる。
- この経過措置は、2023/10/1 から 2026/9/30 を含む課税期間である。つまり、個人事業者の場合、2023 年分、2024 年分、2025 年分、2026 年分の申告である。

登録の取消ができて免税事業者になることが出来ない場合

調整 3 年縛りとは、免税業者が課税事業者を選択した場合で、100 万円以上のものを購入した場合の縛りである。

高額 3 年縛りは、課税事業者が 1,000 万円以上のものを購入した場合等の 3 年縛りである。

登録日	2 年縛り	調整 3 年縛り	高額 3 年縛り
2023/10/1 の属する課税期間に登録した事業者	なし	なし	あり
上記以外に登録した事業者	あり	なし	あり